

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 3 年度第 3 回滋賀県低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和 3 年 8 月 3 日 (火) 9 時 30 分～12 時 20 分
開催場所	滋賀労働局 6 階会議室
出席状況	公益代表委員 (定数 3 人) 石井利江子 佐野洋史 労働者代表委員 (定数 3 人) 池内正博 大江彰宏 大西省三 使用者代表委員 (定数 3 人) 石田秀幸 中村宏幸 西田保夫 事務局 4 人 矢野労働基準部長、綿貫賃金室長、 神崎室長補佐、福岡賃金指導官
主要議題	滋賀県最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労使各側委員の主張概要 <li style="padding-left: 20px;">労側委員の主張 <li style="padding-left: 40px;">昨日までの審議を踏まえ、地域間格差を埋めるため、全国加重平均を考えて、目安額に上乗せした金額を提示した。また、飲食・宿泊等景況の悪い業種で働く方々や非正規のためにも最低賃金額を上げたいと主張。さらに、助成金等を活用すれば賃上げも可能である。助成金の PR・周知は行政の責務であると主張があった。 <li style="padding-left: 40px;">その後、目安額と同程度の影響率の額まで歩み寄った。 <li style="padding-left: 20px;">使側委員の主張 <li style="padding-left: 40px;">使側は当初から「目安額 28 円」自体に納得していない。直近の滋賀県鉱工業指数や春闘の妥結状況、有効求人倍率を見ても令和元年度の「引き上げ額 27 円」レベルには戻っていない。第 1 回専門部会から主張しているように労側の提示額は根拠に乏しい。また、助成金についても確実に・簡易に中小零細事業者が利用できるものかどうか、現在では不確定要素である。 <li style="padding-left: 40px;">しかし、使側も歩み寄って「引き上げ額 2 円」と回答する。本年度の賃金改定調査 4 表 B ランクの賃金上昇率 $0.1\% \times 868$ 円は 1 円であるが、令和 2 年度で真摯な協議の結果、B ランクでは 0 円としている県もある中で 2 円で結審していることから、今後の労使関係を考慮しての額である。 ・ 労使の意見の隔たりが埋まらず、この日の審議は終了した。 ・ 次回は予備日である専門部会 (第 4 回) <p style="text-align: center;">令和 3 年 8 月 4 日(水) 9 : 30～</p>